国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（記載事項訂正）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第７号の処分に係る手数料（渡航書）
ドミニカ共和国	ペソ	7,480	5,140	2,800	2,800	750	420	1,170	1,170
トリニダード・トバゴ	ドル	1,230	850	460	460	120	70	190	190
ニカラグア	コルドバ・オロ	4,400	3,020	1,650	1,650	440	250	690	690
ハイチ	グルド	8,000	5,500	3,000	3,000	800	450	1,250	1,250
パナマ	バルボア	198	136	74	74	20	11	31	31
パラグアイ	ガラニ	842,000	579,000	316,000	316,000	84,000	47,000	132,000	132,000
ブラジル	ヘアル	327	224	122	122	33	18	51	51
ベネズエラ	ボリバル	840	580	320	320	80	50	130	130
ペルー	ヌエボ・ソル	571	393	214	214	57	32	89	89
ボリビア	ボリヴィアーノ	1,330	920	500	500	130	75	210	210
ホンジュラス	レンピラ	3,750	2,580	1,410	1,410	370	210	590	590
メキシコ	ペソ	2,410	1,660	900	900	240	140	380	380